

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第26条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条～第31条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (社外監査役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第32条～第36条 (記載省略)</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第34条～第38条 (現行どおり)</p>